

松茂町新工業団地造成
測量設計等業務委託
特記仕様書

令和8年5月

松茂町建設課

1. 共通仕様書の適用

本業務にあたっては、「徳島県測量作業共通仕様書（H21.4）」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（H21.4）」、「徳島県設計業務共通仕様書（H21.4）」及び「公共測量作業規程の準則（測量法第34条）」によるほか、この特記仕様書に基づき実施するものとする。なお上記に関する内容は以下のホームページに掲載されている。

(1) 共通仕様書

徳島県のホームページ（[委託業務共通仕様書について | 徳島県ホームページ](#)）

平成21年4月 徳島県県土整備部 建設管理課

※令和6年4月の変更・追加事項に記載した内容を適用するものとする。

(2) 開発行為の手引き

徳島県のホームページ（[開発許可の手引について（令和6年5月改訂） | 徳島県ホームページ](#)）

令和6年5月 徳島県県土整備部 都市計画課

(3) 公共測量作業規程の準則

国土地理院のホームページ（<https://www.gsi.go.jp/top.html>）

平成20年3月31日 国土交通省告示第413号 作業規定の準則

※一部改正（最新） 令和7年3月31日 国土交通省告示 第240号

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

第1章 総則

1 適用の範囲

本特記仕様書は、「松茂町新工業団地造成測量設計等業務委託」仕様書（以下、「仕様書」という。）のうち、測量等の業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

新工業団地の整備にあたり、将来の企業誘致に資するため、より効果的・効率的な団地造成を行うべく、測量設計等業務を実施することを目的とする

3 業務箇所

徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓（別紙）

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 現地作業の開始

業務委託契約の締結後、速やかに本業務に着手できるよう発注者と協議するものとする。

6 打合せ

- (1) 業務着手時及び業務完了時において行う打合せは各1回とし、業務の主要な区切りにおいて行う中間打合せは3回とする。
- (2) 中間打合せ回数は、上記の頻度を標準とするが、業務の進捗に伴いこれによりがたい場合は、別途発注者と協議の上、変更について協議できるものとする。なお、打合せ回数は対面及びWEBで実施した回数とし、電話や電子メール等による打合せは回数として数えないものとする。

7 地下埋設物

現地の状況を確認し、埋設物が予想される場合は、管理者と立会いを実施し確認を受けること。また確認書の写しを提出すること。【上水道、下水道、農業排水、電力、通信、ガス等】

8 疑義

本特記仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には発注者と協議するものとする。

第2章 測量業務

1 業務概要

本測量業務に係る内容は下記のとおりである。

- (1) 測量範囲 別紙「平面図」のとおり
- (2) 測量面積 UAVレーザ測量 $A = 128,000 \text{ m}^2$
- (3) 報告書の構成

① 現況測量

1) 基準点測量

項目	摘要
3級基準点測量 (4点)	永久標識の設置：無し
4級基準点測量 (50点)	

2) UAVレーザ測量

項目	摘要
作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の雨水、汚水、農業用水について、管径・管種・管底高・流水方向を調査し、地下埋設物調査図を作成する。 ・公道部に埋設されているインフラ（上下水/農業用水/電気/通信/ガス）について、各管理者が保有する資料を調査し、その内容を図面へ転写する。
調整点および検証点の設置	
UAVレーザ計測	
点群編集	
三次元点群データファイル	
数値地形図データファイル	
縦横断図データファイル	
補足測量	
平面図作成	
<ul style="list-style-type: none"> ・現況平面図 ・地下埋設物調査図 ・横断図（8断面） 	

② 境界確定測量

項目	摘要
作業計画	
現地踏査	
公図等の転写	
地積測量図の転写	
土地の登記記録調査	
公図等転写連続図作成	
復元測量	
境界確認	
土地境界確認書作成	
補助基準点の設置	

境界測量
用地仮杭設置
用地境界杭設置
境界点間測量
面積計算
現況実測平面図作成
横断図作成

3) 業務内容

貸与する資料を用いて第3章から第5章に規定する設計項目に則した測量成果を整理・補完すること。なお追加が必要な測量項目が生じる場合は、発注者へ提案の上、実施すること。

第3章 土質調査業務

1 業務概要

(1) 本土質調査業務に係る内容は下記のとおりである。

(2) 調査範囲 別紙「平面図」のとおり

(3) 調査箇所 7箇所

① 地質調査業務

1) ボーリング調査

土質ボーリング実施延長 (想定)

土質種別	ボーリング径 Φ66	ボーリング径 Φ86	ボーリング径 Φ116
粘性土・シルト	40m	18m	85m
砂・砂質土	56m	28m	140m
礫混じり土砂	24m	24m	-

2) 原位置試験 資料採取 7ヶ所 (想定)

地点 番号	調査 深度	原位置試験	乱さない資料採取
NO.1	50m	標準貫入試験 42回 孔内水平載荷試験 3回	デニソンサンプリング 5ヶ所
NO.2	50m	標準貫入試験 45回	デニソンサンプリング 5ヶ所
NO.3	50m	標準貫入試験 50回	-
NO.4	70m	標準貫入試験 70回 PS 検層 65回	-

		密度検層 65m 常時微動 地中地表同時 1回	
NO.4 別孔	45m		デニソンサンプリング 5ヶ所
NO.5	50m	標準貫入試験 50回	-
NO.6	50m	標準貫入試験 45回	デニソンサンプリング 5ヶ所
NO.7	50m	標準貫入試験 42回 孔内水平載荷試験 3回	デニソンサンプリング 5ヶ所
合計	415 m	標準貫入試験 344回 孔内水平載荷試験 6回 PS 検層 65回 密度検層 65m 常時微動 地中地表同時 1回	

② 地質解析業務

地質解析業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行う。業務の内容は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 既存資料の収集・現地調査
- 2) 資料整理とりまとめ
- 3) 断面図等の作成
- 4) 総合解析とりまとめ
- 5) 液状化の予測・判定
- 6) 常時微動測定

第4章 造成設計業務

1 設計条件

設計条件は、本業務内で確定するものとし、条件設定にあたっては、発注者と協議するものとする。

2 造成設計

設計項目は、次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

(1) 造成基本設計

項目	内容
盛土設計	造成仕上がり高さの検討および想定 盛土高さによる工事期間、浸水リスク、工事費等の比較検討

	土質調査結果による沈下、液状化の確認と対策工法の検討
造成断面作成	各変化点ごとに断面図の作成
土工量計算	土量収支の計算
土砂搬出・搬入計画	残土処分先および盛土調達先の確認 造成地への搬入・搬出ルート of 検討
雨水排水設計	流出量（幹線排水、水路放流）確認 （必要に応じて用水路等管理者との協議含む）
基本設計書作成	上記検討成果をまとめたもの
数量計算書の作成	各工種別（残土処分等撤去工含む）に内訳数量の作成
概算工事費の検討	各工種別に概算工事費内訳の作成
成果品	基本設計書（本編及び資料編）、概算数量および工事費検討書 打合せおよび協議記録

(2) 造成実施設計

項目	内容
盛土設計	造成仕上がり高さの決定 沈下、液状化対策工法の決定
造成断面作成	各変化点ごとに断面図の作成
土工量計算	土量収支の計算
土砂搬出・搬入計画	残土処分先および盛土調達先の確認 造成地への搬入・搬出ルートの確認 （必要に応じて仮設計画図の作成）
雨水排水設計	流出量（幹線排水、水路放流）確認 （必要に応じて用水路等管理者との協議含む）
実施設計図の作成	
数量計算書の作成	各工種別（残土処分等撤去工含む）に内訳数量の作成
概算工事費の検討	各工種別に概算工事費内訳の作成
成果品	造成計画平面図、造成計画断面図（長辺 2 断面、短辺 5 断面）、 土量計算書（断面法又は点高法）、雨水排水計画平面図、雨水排水流域図、 雨水排水施設構造図、雨水排水流量計算書、概算数量及び工事費検討書、 打合せ・協議記録

③ 開発許可申請支援

項目	内容
開発申請	事前協議用図面、開発許可申請用図面の作成

3 概算工事工程表の作成

本業務で設計した工事の概略工程表を作成すること。

第5章 構造物設計業務

1 設計条件

設計条件は、本業務内で確定するものとし、条件設定にあたっては、発注者と協議するものとする。

2 構造物設計業務

設計項目は、次に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は発注者と契約変更対象として協議するものとする。

(1) 既存水路護岸改修設計

造成工事に起因して、計画地の外周に既存する水路の護岸に構造的影響が生じる恐れがある。このため、水路護岸の安定計算を行い、改修設計図を作成する。安定計算は下表に示すとおり設計対象区間に対して1ヶ所実施するものとし、これ以外の安定計算を行う場合は発注者と協議するものとする。

本業務において予備設計は想定せず、水路の付替え計画が生じる場合には発注者より条件を指示するものとする。また、既存水路の護岸構造は重力式護岸を前提とし、既存水路の護岸の改修設計は現行の設計基準、指針に準じるものとする。

項目	内容
水路護岸延長	敷地外周 東約 510m 西約 510m 北約 200m 南約 200m
安定計算	東西南北 各 1ヶ所 合計 4ヶ所
実施設計図	
管理者協議	松茂町との協議
数量計算書の作成	工種別（撤去含む）内訳数量計算書の作成
概算工事費の検討	工種別概算工事費内訳書の作成
報告書作成	上記検討成果をまとめたもの
成果品	報告書、打合せおよび協議記録

第6章 成果品

1 成果品の提出

- (1) 成果品（報告書）の提出部数は、紙で2部及び電子データで2部とする。
- (2) 紙はA4縦ファイルとし、表紙に委託名および受注者名をつけて提出すること。
- (3) 電子データは報告書データをDVD-R又はCD-Rにフォルダを整理した状態で収納し提出すること。
- (4) 収納する電子データのファイル形式は次のとおりとする。
 - ① 文書：PDF形式およびMicrosoft Word形式またはMicrosoft Excel形式
 - ② 表・グラフ：PDF形式およびMicrosoft Excel形式またはMicrosoft PowerPoint形式
 - ③ 図面：PDF形式およびDWG形式
- (5) また、定めのない項目等については、発注者と協議の上、決定すること。

2 成果品の一部使用

本業務委託の履行期間中は、関係部署及び別途発注業務委託の受注者、土地の関係者との協議に必要となる図面や資料などを最終成果品納入前に請求する場合がある。なお請求する具体的な図面や資料についてはその都度発注者が申し出るものとする。

別紙

造成予定地：徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓

